

一般質問

みらい 三浦（茂）議員

会派みらいの三浦茂人です。この春の改選では多くの皆様にご支援をいただき再選を果たすことができました。心から感謝申し上げますとともに、本日、お忙しい中、傍聴にお越しくださいました皆様にも厚く御礼申し上げます。また、この度、五回目となる一般質問の機会を与えてくださいました諸先輩、同僚議員の皆様には感謝申し上げます。

はじめに、「新たな文化施設」についてお伺いします。

平成二十五年に 秋田県・秋田市文化施設整備構想検討委員会」が設置され、同年八月、第一回検討委員会が開催されました。その後、平成二十六年三月には「新たな文化施設に関する整備構想」以下、整備構想）が、そして今年の三月、新たな文化施設に関する基

本計画」以下、基本計画）がまとまり、この九月三日には 県民会館・市文化会館の建替による県・市連携文化施設の整備方針（案）」以下、整備方針（案）の概要が示されたところであります。

基本計画では、新たな文化施設」は、全県をカバーする県の県民会館と県都秋田市の文化会館に代わる施設として、県全体の文化の振興を図り、文化を創造していく中核施設として位置付けております。

基本目標は 秋田の文化力を高め、文化の力で地域を元気にしていく」とされ、この基本目標の実現に向けて三つの役割を果たしていくとされています。一つ目は、文化創造に向けた取組の活発化」、二つ目は 文化に触れる機会の拡充」、三つ目は 人が集う場」を創出することで地域の活性化に貢献」であります。

施設に関しては、メインホールである客席数二、〇〇〇席の高機能型ホールと八〇〇席

の舞台芸術型ホールを設けるとしています。
また、コンベンションへの対応では、高機能型ホールをメイン会場としながら、舞台芸術型ホールに大型モニターを設置し、サブ会場として活用することで、三、〇〇〇人規模の大会・会議等に対応できるようにする」とあります。

二つのホールの舞台サイズや客席数、ロビーや多目的スペースなどの関連する機能も含めると「新たな文化施設」に要する延床面積は、概算で二三、〇〇〇㎡程度とされておりました。

しかし、先般の県政協議会で示された「整備方針（案）」では延床面積は概算で二二、五〇〇㎡と五〇〇㎡、約一五一坪減少しております。基本計画のどの部分の面積に変更が加えられたのでしょうか。

その理由も含め、お知らせください。
ここで一つ気になることがあります。

基本計画」は、「整備構想」を踏まえ、

新たな文化施設」のより具体的な方向性を定め、施設機能などの基本的な考え方を明らかにするものであります。しかしながら、ハードはもちろん重要ですが、施設の規模や機能の議論が先行し、新たな文化施設」がどのような特色を持ち、その役割を果たすべきなのか、いまひとつ見えてきません。クラシックやロックコンサート、歌舞伎や大衆芸能、会議や展覧会などに対応するとありますが、秋田の文化創造にこの新しい施設がどんな役割を担っていくのか。目指すべき秋田らしさ」、秋田ならではの特色」とは何なのか。また、質の高い芸術文化の創造」や、他の文化施設にはないコンセプト」を論ずることが大切なのであります。

新しい酒は新しい皮袋に盛れ」という諺がありますが、新しい皮袋の話ばかりが先行して、どんな新しい酒を入れたいのか、よく見えてきません。しかし、それが最も大事なことであります。

知事のご所見をお聞かせ下さい。

ところで「整備構想」には次のような記載があります。県民会館と市文化会館の利用状況についてであります。それによれば 県民会館は約八〇パーセントの稼働率で、全国と同規模の施設と比較しても高い利用率となっていること。市文化会館も大ホールが約七〇パーセントと、比較的高い利用率であること。それらの最大の要因は、本県が中学校、高等学校など学校教育における吹奏楽が盛んであり、音楽関係の利用が多いことにある」と分析しています。それならば、この本県のカラ―を生かさない手はありません。新たな文化施設」のうたい文句の一つを、例えば「吹奏楽の殿堂」をメインとして、秋田らしさを前面に出し、若者が集う、全国から注目を集める文化の殿堂を秋田に創造することも夢のある話ではないでしょうか。

今年、秋田南高校と明桜高校が吹奏楽の東北大会で金賞を受賞し、特に秋田南高校は三

年ぶりの全国大会出場を決めました。また、山王中学校も東北大会で金賞を受賞し、五年連続の全国大会出場を決めました。秋田の吹奏楽は学力同様、長年にわたり全国トップレベルであることは言うまでもありません。

スポーツにおいては、バスケの街能代市で開催される「能代カップ」が、インターハイ、国体、選抜に次ぐ第四の全国大会とも呼ばれています。また、剣道では「魁星旗争奪全国高校勝抜剣道大会」があり、どちらも秋田オリジナルの全国レベルの大会として名を馳せています。「新たな文化施設」にどんな愛称が付くか分かりませんが、かつて、吹奏楽の甲子園」といえば「普門館」でした。本県にもこうした、若者が集う「文化の殿堂」、吹奏楽の殿堂」を創造するくらいの気概が欲しいものであります。

この点について教育長のご所見をお伺いします。

さて、ここで問題となるのが立地環境です。

基本計画」では「市街地」に整備することが
が適当とされ、「整備方針（案）」では、
現県民会館所在地」が相応しいと判断して
おります。

一方で、県民との意見交換会では「郊外に
設置すべき」という意見が約三分の一に達し
ています。

しかし、「整備構想」や「基本計画」、
整備方針（案）」のいずれにも郊外設置の
議論がほとんどありません。建設候補地とし
て「現県民会館所在地」が相応しいという主
な理由も、「用地取得やインフラ整備、交通の
利便性や既存文化施設等との連携となってお
ります。例えば、後ほど触れる、無料駐車場
の確保や四年もの期間、大規模ホールが使え
なくなるといった課題は置き去りのままです。
この問題を一挙に解決できるという意味では、
郊外への設置という選択肢も十分に検討に値
するものと考えます。

これから、県と市は、JRと連携して 新

たな文化施設」とも密接に関連する、秋田駅周辺の活性化を目指した「秋田版CCC」の整備を検討するとしておりますが、基本的には民間主導の計画と聞いております。

市中心部の再生に民間投資・民間の活力を活かすことに異論はありません。民間の活力を活かすということであれば、これまで何度か話題となっている秋田市外旭川地区に計画されているテーマパーク・商業施設構想と連携して「新たな文化施設」を検討することも、一つの選択肢かと考えます。

立地箇所については、市街地であれ郊外であれ、それぞれメリット、デメリットがありますが、これまでそのような議論はあまりなされてきませんでした。

その意味では、まさに議論を深めるスタート地点に立ったばかりであると私は認識しておりますが、いかがでしょうか。知事のご所見を伺います。

また、「現県民会館所在地」への建設は

『「エリアなかいち」との連携や周辺の文化施設、商業施設への波及効果を期待できる』、とも言われています。新たな文化施設が及ぼす波及効果を否定するつもりは毛頭ありませんが、はっきりと言えることは、この「新たな文化施設」は、中心市街地にぎわい創出のために造る施設ではありません。周辺の商業施設や民間の駐車場を儲けさせるために造るものでもありません。先ほども述べたように、最も大切なことは中身であります。秋田ならではの文化創造であります。それが第一の目的であることを見失ってはなりません。にぎわいの創出や市街地の活性化は、新たな文化施設の整備の副次的な効果であり、これらの議論が先に立っては本末転倒です。それでは「新しい皮袋」がかわいそうであります。さらに、駐車場の問題があります。

現在の県民会館の最大のネックは何でしょうか。老朽化もさることながら、利用者にとって施設と一体となった十分な無料駐車スペース

ースがないということでもあります。それにも関わらず、「整備構想」でも、また「基本計画」においても、なぜか最もネックとされる駐車場に関する記述が、わずかに二行にとどまっています。

平成二十六年三月時点の「整備構想」では、駐車場については、バス等の公共交通機関の充実を図りながら、施設規模に応じた専用駐車場の整備や周辺民間駐車場の活用促進により確保することとする」との記述があり、さらに「参考」として、秋田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」には、「施設規模に応じた専用駐車場の整備が義務づけられており、文化施設の場合には床面積一五〇㎡あたり一台の駐車場の設置が必要と明記されております。

しかし、平成二十七年三月の「基本計画」では、駐車場について、バス等の公共交通機関の充実を図りながら、周辺民間駐車場の活用促進により確保することとするが、施設

内にも一定規模の駐車スペースを確保する」となっており、後段が大きく変わっているのがお判りでしょうか。専用駐車場や秋田市の条例のことも記載されていないのです。

なぜ「基本計画」の記載内容を変えたのでしょうか。その理由をお知らせください。

無料駐車場の整備は、利用者にとって最大の関心事の一つであり、永年の悩みの種でもありました。それは秋田市民のみならず、全県民にとって共通の関心事ではありませんか。また、前述の秋田市の条例によれば、「新たな文化施設」の延床面積は概算で二二、五〇〇㎡ですから、一五〇㎡あたり一台で単純計算すると、ちょうど一五〇台分の駐車スペースが必要ということになります。さらに、駐車に供する部分が自動車一台につき幅二・五メートル以上、奥行き六メートル以上と条例で定められていますから、一台あたり一五㎡以上の面積が必要となります。平面駐車場だとすれば一五〇台分で二、二五〇㎡以上の駐車

場敷地面積が必要であり、車いす利用者の駐車施設や通路も含めれば、それ以上の専有面積が必要となるのではないだろうか。県民会館の敷地面積は一三、二二五㎡であります。平面駐車場や幅二・五メートル、長さ一二メートルの一一トントラック三台が、同時に荷捌きできる搬入口が理想とされているバックヤードの確保も併せて考えると、県民会館敷地内への建設は、現実的に非常に難しいのではないのでしょうか。

また、先の県政協議会で示された整備方

針案)「の駐車場の確保」の項目には、

県民・市民との意見交換会では、市街地に建設すべきとした意見の中に、駐車場が重要との指摘が多く出されている。整備にあたっては、敷地内に出演者や障がい者用の駐車スペースを確保することに加え、今後、秋田ニューシテイ跡地等の活用を検討していく。」とだけあります。これは敷地内に大型バスや一般来場者用の駐車場は造らない、もしくは

造れない、と理解すればよいのでしょうか。
県民・市民への丁寧な説明が求められます。

知事のご所見をお聞かせください。

さらに前述の秋田市の条例第六条第一項には、
駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね二〇〇メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす」となっております。しかしながら、秋田ニューシティ跡地は県民会館から約六〇〇メートル離れており、この条項には該当いたしません。

専用駐車場と市の条例との整合性をどのように考えているのでしょうか。なぜ、旭川を挟んで反対側の秋田ニューシティ跡地を駐車場にしなければならぬのでしょうか。

その背景や必然性について、知事のご所見をお聞かせください。

また、秋田ニューシティ跡地は、購入なのか賃借なのか、その金額はどの程度なのかなども、いまだに示されておりません。

併せて、現時点の検討状況も可能な限りお聞かせください。

先の県政協議会で示された整備概要案は、まだ確定していないとの話でありましたが、仮に、購入するとすれば、概算事業費の約二〇〇億円に、賃借するとしても、年間の運営管理費約四億円に、コストがさらに上積みされることとなります。

さて、政府が今年六月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる

「骨太の方針」の中に、地域における国有財産の最適利用が盛り込まれております。国も地方も、公共施設の耐震化や老朽化への対応が求められており、人口減少に応じた公共施設等の集約・再編・活性化が必要であり、国・地方とも財政事情は極めて厳しい状況の中、国有財産の総括機関である財務省と地方公共

団体が連携しながら公的施設の効率的な再編および最適化を図っていく必要があるとされています。

これは、地方の一等地、都市中心部に点在する法務局や税務署といった国の出先機関と地方自治体の公共施設などを一か所に集約し、空いた国有地を民間と連携して有効活用することなどを想定しています。国では、「地方創生」の目玉の一つとして、地方自治体や民間企業との協議会を設置するなどして、地域に応じた国有地の有効活用を検討していくこととしています。

これらの方針を踏まえ、是非とも検討したいことがあります。それは、国有地を「新たな文化施設」の建設候補地として検討する点とであり、その場所は、すぐ隣にあります。県庁と秋田市文化会館の間にある国有地です。ここには、裁判所、法務合同庁舎、法務局、東北農政局、東北財務局などがありますが、その敷地面積は、約三五、〇〇〇m²（三四、

九二四・八三²m²。四方が道路に面し、北側は山王大通り、東側はけやき通りに面しています。

ちなみに、県民会館の敷地は一三、二二五²m²、秋田市文化会館は三、八四八²m²であります。

また、裁判所、法務合同庁舎、法務局は、いずれも昭和四十三年、東北農政局は昭和五十七年建築であります。

これらの国の出先機関を集約し、空いたスペースに「新たな文化施設」を整備することは、公的施設の効率的な再編および最適化に資するものと言えます。ちなみに県民会館は昭和三十六年、秋田市文化会館は昭和五十五年の建築であります。

さらに言えば、県庁自体も昭和三十四年の建築で県民会館より古く、築五十六年になるうとしています。総合庁舎も昭和四十三年建築で築四十七年が過ぎました。遠からず建て替えを検討する時期が来るでしょう。国の出

先機関も同様であります。つまり、老朽化した国の施設、県の施設、そして、これから整備しようとする「新たな文化施設」を、国有地と県有地を再編して整備・活用するという発想こそが、「地方創生」の目玉に沿ったものと言えるのではないでしょうか。全国の自治体における公共施設の維持管理が大きな行政課題となっている中、国・県・市が連携した協働プロジェクトは、我が国における今後のモデルになり得る取組です。

また、山王地区は、市街地への整備が望ましいとする声にも十分応えることができます。

国有地の無償使用ができれば、新たな用地取得や土地造成、取り付け道路等のインフラ整備の経費はほとんどかかりません。市内バスは平日、休日問わず一日二〇〇台前後走っており、公共交通機関としての利便性も十分であります。飲食店や宿泊施設へのアクセスも容易であり、大規模な会議・大会の開催に適しています。もとより秋田市文化会館のほ

か、県立図書館、県公文書館、生涯学習センター、児童会館を有するエリアであり、連携できる文化施設が周辺に集まっております。北側には八橋運動公園があり、まさに文化とスポーツの拠点とも言えます。

また、秋田県が認定した三つの海域連動地震による最大クラスの津波が発生した場合においても、浸水地域外にあり、近隣の避難場所も確保されているなど、防災上の安全性も高い場所であります。

約三五、〇〇〇㎡の敷地内には大型バスも含め駐車スペースは十分確保できるほか、隣接する県庁や市役所、秋田市文化会館の無料開放駐車場だけでも、私の試算では、六六七台程度の駐車が可能です。

県南、県北、県内外から車や大型バスで来る来場者にも十分な配慮が必要となりますが、山王地区であれば臨海十字路経由、中央インターから中央地下道・山王十字路経由、新国道経由など分かりやすく、利便性も高いはず

です。さらに「現県民会館所在地」では、四年程度、大規模ホールを使用できない期間が生じると言われております。私の提案では、四年の空白期間を回避することが可能と思われまます。私が考えたこの提案はいかなものでしょうか。

また、四年もの間、大規模な文化芸術活動が制限されるといった機会のロスも決して小さくはないと思いますが、想定されるロスや負の影響について、どのように検証されたのでしょうか。併せてお伺いします。

いずれにしても「新たな文化施設」の議論は緒に就いたばかりであります。建設候補地を「現県民会館所在地」に限定するかのような議論が最近目に付きますが、もっと幅の広い議論をしなければならぬと思います。今年二月の地元紙に、「一般的に完成までには一〇年から二〇年はかかる」という知事のコメントが掲載されておりました。建設は、二〇〇億円ともいわれる巨大プロジェクトであ

ります。急いで仕事を仕損じることのないように、昨今の東京オリンピック・パラリンピックの国立競技場のようにならないためにも、まずは議論を尽くすことが重要と考えます。知事のご所見をお聞かせください。

最後に、施設整備手法と管理運営形態についてお伺いします。

施設整備の手法については、「基本計画」で、県・市が直接発注する従来型発注方式とPFI方式が考えられる」としているものの、PFI方式では、「メリットであるコスト削減や効率化の追求により、貸し館中心の運営となり、結果として文化創造に向けた取組が不十分となる恐れがある」こと、また、「資材や労務費の高騰により、コスト削減というメリットでさえも不透明である」ことなどの理由により、「県・市が直接発注する従来型発注方式を検討する」としています。

しかしながら、PFI方式のメリットが、貸館運営を主要因にデメリットにされ、従来

型発注方式のデメリットには何ら触れられていないなど、説明が不十分と思います。そもそも、貸館事業は公立文化会館の主要事業として、地域の人々や文化芸術団体と文化会館の接点となる事業」であり、自主事業と並び“ホール”の顔となる重要な事業」と位置付けられております。発注方式について、より公正な比較検討をすべきと考えます。

また、管理運営形態も「基本計画」において、直営管理、指定管理、PFIの三つの方式が比較検討されております。しかし、それぞれの方式においてどの程度のコストがかかるかについて、同計画には示されておられません。整備方針（案）では、概算事業費約二〇〇億円や運営管理費年間約四億円、財源は国の助成制度や地方交付税措置のある起債の活用とありますが、どの方式、どの形態による試算なのか判然としません。それぞれの方式・形態について、それぞれの程度のコストがかかるのか、県民の負担はどのようなの

か、比較検討した経緯と結果を県民にも理解しやすきよう説明すべきと考えます。

知事のご所見をお聞かせください。

なお、コンセッション方式、BTO方式と
いった、多様なPFI手法による民間資金や
ノウハウの活用、コスト抑制は、国の「骨太
の方針」にもうたわれていることを申し添え
ておきます。

次に、「マイナンバー制度」についてお伺いします。

国民一人ひとりに固有の番号が付与されるマイナンバー制度が今年十月から開始されようとしております。正式名称は「社会保障・税番号制度」であり、名称の通り、税と社会保障分野での利用を想定しており、年金分野でも導入が予定されております。このマイナンバー制度は私たちにとって大変身近であるがゆえに注意もまた必要であります。

留意すべきことは、まずは、十月五日以降、マイナンバー通知カードを受け取ること、次に、実際に使うのは来年の一月以降であり、なくさないよう保管すること、そして、法律で決められた利用範囲に限り番号を提示すること、であります。当面は、社会保障関係の手続き、税務関係の手続き、災害対策の三分野で利用されることとなっております。

公平・公正な社会の実現を理念とし、その効果としては、適正課税、適正給付や行政の

効率化、行政サービスの向上がうたわれております。

しかし、記憶に新しい年金情報漏洩だけではなく、最近、個人情報の漏洩問題が後を絶ちません。マイナンバーを含む個人情報は

特定個人情報」と定義され、一義的には国の対応となりますが、地方自治体においても特定個人情報がどのように漏れる恐れがあるのか分析し、リスクを軽減する対策が必要と考えます。国と自治体との連携、県と市町村との連携を通じて県民の不安解消に向けたセキュリティ対策は現在どのように講じられているのでしうか。

知事のご所見をお伺いします。

法人でも来年一月以降、税や社会保障の手續きにより従業員などのマイナンバーを行政提出書類に記入することが義務付けられます。この場合でも情報漏洩が起こらない体制の構築や、情報の保管、そしてマイナンバーの保管目的がなくなった時点での廃棄の方法等、

必要な対策を講じなければなりません。

また、県内はもとより全ての事業主にとって新たな体制整備の負担が発生することにもなります。制度の周知、広報はもちろんのこと、理解を深め、無用のトラブルが生じないように、危機管理の強化が望まれます。

大手企業の対応は比較的進んでいる、と言われる一方で、中小企業では、マイナンバー自体の理解が進んでいないところも多いとされ、特に、地方企業の対応の遅れが目立ち、そのための負担が重くのしかかっています。

県内中小事業者への負担軽減に向けた相談体制の構築や経済的支援など、県のサポート対策の現状について、知事のご所見をお伺いします。

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。